

2 0 2 4 年度（令和 6 年度）総会

議 案 書

2 0 2 4 年 6 月 1 5 日

（会場；菜香新館）

横浜上海友好委員会

目 次

第1号議案	2023年度活動報告及び決算報告	1～4
	(友好都市交流50周年事業特別会計収支決算書	4頁)

第2号議案	監査報告	5
-------	------	---

第3号議案	2024年度活動計画(案)及び予算(案)	6～7
-------	----------------------	-----

参考

横浜上海友好委員会組織図	8
横浜上海友好委員会規約	9

第1号議案 2023年度活動報告

1 友好交流事業

事業名	日 時	会 場	概 要
① 留学生交流会		横浜市国際学生会館 (鶴見)	前年度に引き続き中止
② 国際仮装パレードへの参加	2023 年 5 月 3 日	山下公園から伊勢佐木町商店街	
③ 上海市対外友好協会代表来浜	2023 年 5 月 18 日	横浜市役所ほか	会長・副会長による歓迎会実施
④ 中華街探訪	2023 年 6 月 8 日	中華街菜香新館	
⑤ 横浜上海友好都市提携 50 周年記念事業	2023 年 9 月～11 月	市役所 1 階アトリウム、上海横浜友好園	
⑥ 中国国慶節祝賀会	2023 年 10 月 1 日	中華街 (中区)	祝賀会に会長出席
⑦ 上海市副市長来浜歓迎会	2023 年 12 月 18 日	横浜市役所 (市長、会長ほか参加)	上海市 ; 陳傑副市長以下 15 名来訪

2 友好委員会月例ワーキング活動報告

月 日	会 場	概 要
4 月 13 日	うず潮	6 月中華街探訪通知発送
5 月 11 日	うず潮	7 月交流会検討
6 月 8 日	うず潮	7 月留学生交流会案内発送
7 月 6 日	うず潮	交流会中止決定
9 月 7 日	うず潮	記念事業準備
10 月 5 日	うず潮	総会資料（書面決議用）検討
11 月 9 日	うず潮	総会資料発送
12 月 7 日	うず潮	委員会忘年会
R 6 年 1 月 12 日	うず潮	R6 年度事業検討
2 月		休会
3 月 7 日	うず潮	5 月国際パレード 6 月総会打合せ

3 広報活動 横浜上海友好 50 周年事業広報各種実施

第1号議案 2023年度決算報告

収入総額 ￥552,426

支出総額 ￥207,873

差引残高 ￥344,553

(収入内訳)

(単位:円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引②-①	説 明
1 会費収入	244,000	202,000	△42,000	年会費 ・個人会費 @2,000×51人=102,000 ・法人会費 @10,000×10団体=100,000
2 事業収入	450,000	67,200	△382,800	6月8日 中華街探訪 @4,200×16人=67,200
3 横浜市補助金	200,000	0	△200,000	
4 雑収入			0	銀行利息
5 繰越金	283,226	283,226	0	前年度繰越金
合 計	1,177,226	552,426	△624,800	

(支出内訳)

(単位:円)

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引①-②	説 明
1 事業費	885,000	113,753	771,247	
(1) 交流活動費	745,000	67,200	677,800	
(2) 広報活動費	80,000	29,190	50,810	「上海ウィーク」発送
(3) 会議費	60,000	17,363	42,637	総会開催費(書面議決)他
2 事務費	152,005	94,720	57,885	
(1) 消耗品費	52,005	39,704	12,301	発送ラベルシール等
(2) 諸費	100,000	54,416	45,584	
3 予備費	140,221	0	140,221	
合 計	1,177,226	207,873	969,353	

横浜上海友好都市交流 50 周年事業 特別会計・収支決算書

(単位:円)

収 入	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	横浜市補助金	2,250,000	
	協賛金	520,695	
	合 計	2,770,695	

(単位:円)

支 出	項 目	金 額	積 算 の 内 訳
	会場使用料	0	市共催による減免
	会場備品借り上げ料	199,250	市補助金充当
	ステージ出演料	650,000	市補助金充当
	会場設営・音響等運営費	825,000	市補助金充当
	チラシ・プログラム作成費	115,500	市補助金充当
	救護室開設運営費	70,000	市補助金充当
	記録用 DVD 作成費	400,950	市補助金充当
	ステージ・タペストリー作成・パネル費	124,300	
	イベント保険料	15,600	
	その他物品・事務費	370,095	
	合 計	2,770,695	市補助金充当額計 ¥ 2,250,000

第2号議案

監 査 報 告

令和5年度横浜上海友好委員会の金銭出納簿、預金通帳
領収書等決算関係書類を監査した結果、本委員会の収支が
適正であると認めたので報告します。

令和6年4月25日

横浜上海友好委員会

監事

竹 中 康 文 印

監事

第3号議案 2024年度活動計画(案)及び予算(案)

2024年度 活動計画(案)

1 友好交流事業

事業名	開催時期	会場
① 上海市老朋友歓迎会	随時	
② 会員親睦事業	随時	
③ 国際仮装パレード	5月3日	山下公園～伊勢佐木町
④ 中国等留学生交流会	再開検討	横浜市国際学生会館
⑤ 中国国慶節祝賀会	10月1日	横浜中華街
⑥ 中華街探訪	令和7年3月	横浜中華街

2 友好委員会活動

項目	開催日	会場
① 総会	6月15日	中華街
② 理事会	随時	
③ ワーキング	毎月第1木曜(8月休)	うず潮

3 広報活動

横浜上海友好委員会たよりの発行	年1回～2回(予定)
-----------------	------------

第 3 号議案 2024年度予算案

収入総額 ￥1,268,553

支出総額 ￥1,268,553

差引残高 ￥0

(収入内訳)

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 増減	説 明
1 会費収入	274,000	244,000	30,000	年会費 ・個人会費 @2,000×87人=174,000 ・法人会費 @10,000×10団体=100,000
2 事業収入	450,000	450,000	0	・5月:国際仮装行列パレードへの参加 ・7月:留学生交流会・老朋友歓迎会 ・会員親睦事業・中華街探訪
3 市補助金	200,000	200,000	0	
4 雑収入	0	0	0	
5 繰越金	344,553	283,226	61,327	前年度繰越金
合 計	1,268,553	1,177,226	91,327	

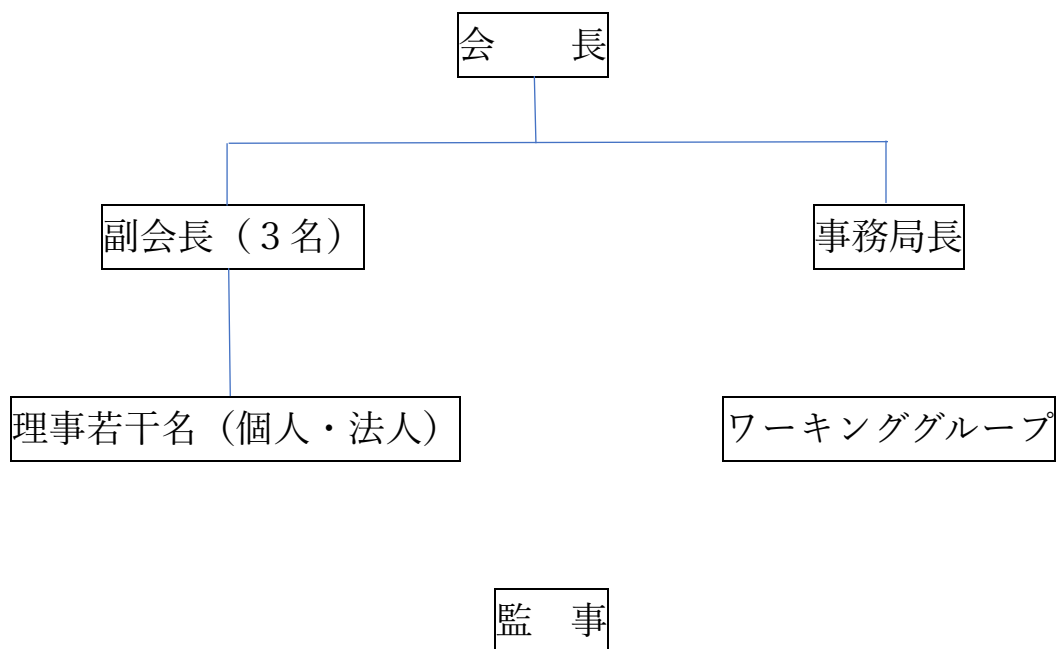
(支出内訳)

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 増△減	説 明
1 事業費	920,000	885,000	35,000	
(1)交流活動費	760,000	745,000	15,000	老朋友歓迎会他
(2)広報活動費	70,000	80,000	△10,000	機関紙発行他
(3)会議費	90,000	60,000	30,000	総会開催費他
2 事務費	152,000	152,005	△5	
(1)消耗品費	52,000	52,005	△5	事務用品費
(2)諸費	100,000	100,000	0	
3 予備費	196,553	140,221	56,332	
合 計	1,268,553	1,177,226	91,327	

参 考

横浜上海友好委員会組織図



所在地 〒226-0012 横浜市緑区上山3-11-31 伊藤芳子 気付

横浜上海友好委員会 TEL 045-932-3988

銀行口座 横浜銀行 関内支店 普通預金 1140679

横浜上海友好委員会 会長 竹前 大

体 制 会員による運営

事務局長 塩田恵一 (事務局担当理事)

横浜上海友好委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は横浜上海友好委員会(以下「委員会」という。)と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、両市の相互理解を深め、友好親善を増進することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、趣旨に賛同して加入した個人・法人及び団体の会員で構成される。

(事 業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市連携の趣旨の普及
- (2) 各種友好親善事業の計画及び実施
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

2 前項の事業を円滑に推進するため、委員会にワーキンググループを置く。

ワーキンググループの内規は別途定める。

(役員及び会員)

第5条 委員会に会長1名、副会長4名、理事若干名、幹事2名の役員を置く。

2 会員は、第3条に示す個人・法人及び団体の役員をもってこれにあてる。

(役員の任務及び任期)

第6条 役員は会員の互選とする。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

4 理事は、会長・副会長を補佐し、会務をつかさどる。

5 監事は、委員会の出納を監査し、その結果を委員会に報告する。

6 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第7条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 総会は年一回会長がこれを招集し、予算・決算など重要事項を議決する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、会務の執行に必要な事項を協議決定する。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

(経 費)

第10条 委員会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は個人(年額)2,000円、法人及び団体(年額)は10,000円とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項はその都度委員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和49年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月1日から施行する。